

少年の社会教育活動の振興を図るためにも、県内各方部に設置する必要がある。

種 別	施 設 名	設 置 者	職 員 数		計	宿泊定員
			専	兼		
青年の家	国立磐梯青年の家	文 部 省	41		41	400
	福島県海浜青年の家	福 島 県	10		10	200
	福島市青少年の家	福 島 市	1	1	2	56
	相馬市青年の家	相 馬 市	2	3	5	50
	二本松市都市青年の家	二本松市		12	12	
少年の家	会津若松市少年の家	会津若松市		10	10	60
	いわき市水石山少年の家	い わ き 市	2		2	200
少年自然の家	東和町青少年自然の家	東 和 町	1		1	
	福島県少年自然の家	福 島 県	10		10	166
児童文化施設	福島市児童文化センター	福 島 市	6	(1)	7	
	郡山市児童文化会館	郡 山 市	6		6	

(3) 都市化の進展に伴ない、自然環境がしだいに失なわれつつある。少年が恵まれた自然環境の中で、野外活動や自然探求を行なう場として少年自然の家が国立1（50年着工）、県立1のみで、国、県、市町村における体系的整備の必要がある。

2 課題に対する対応策

- (1) 県は、青少年教育施設の配置については、立地条件、対象地域の人口分布等を基本的要件として既存の施設を含めて体系的配置を計画し、財政措置を図る必要がある。
- (2) 県は立地条件に即した特色ある機能をもった大規模な施設、少年自然の家、青年の家等集団宿泊生活ができる広域圈施設の設置をする必要がある。
- (3) 市町村は在学青少年の学校外活動を促進するため、青少年の多様な要求に対応できる、日常生活圏施設の計画的設置が必要である。
- (4) 現在、国立少年自然の家（昭和52年開所）をめざして建設中であるが、今後少年自然の家を県内3方部に広域圏として設置すべきであり、県は財政的援助を行う必要がある。
- (5) 児童文化センターについては、少年の科学に対する関心の増大、実験観察に適する環境の喪失等の傾向から施設設備を近代化し、各市には計画的配置の必要がある。

区 分	総 数	年 次 計 画			備 考
		5 1	5 2	5 3	
設 置 数	4				
県 立	1				昭和47年設置
市 町 村 立	3	1	1	1	
設 置 ブ ロ ッ ク		県 北 浜	会 津		
構成する広域 市 町 村 圏 名		福 島 市 安 達 郡 伊 達 郡	い わ き 市 相 馬 郡 双 葉 郡	会 津 若 松 市 (会津 方 部)	

3 章 校庭開放事業について

1 現状と課題

(1) 少年期の遊びは、その自主性・自発性・自治性にもとづき、子供が集団生活を経験し、その上で自己主張と自己抑制の訓練をすることによって社会生活の基礎をつちかい、個性の伸長と社会性のかん養に役立つものであり、子供の心身の成長の過程で、かくことのできないものである。

校庭開放事業はそのような趣旨のもとに実施されるものである。したがって学校施設の開放を促進するため、校庭・体育館・プール等の施設を整備する必要がある。

(2) この事業実施については、学校当局者は、学校教育上支障がない限り、子供の遊び場として校庭等を提供し教育委員会が規則を定めて実施することであるが、本県の状況は下記のとおりである。

昭和49年度校庭開放事業実施（国庫補助）市町村は6市町村、実施校11校であり、これは県内公立小学校567校の1.9%にあたり、今後いっそうの奨励援助が必要である。

市 町 村 名	対象校数	対象金額	備 考
石 川 町	1校	213千円	
塙 町	1	330	
西 会 津 町	1	200	
相 馬 市	1	310	
原 町 市	1	300	
い わ き 市	6	2,676	
計	11校	4,029千円	

(49.10.1)